

令和3年度第2回あきる野市国民健康保険運営協議会 次第

日時 令和3年12月14日(火)午後7時30分

会場 あきる野市役所5階503会議室

1 開会

2 あいさつ

3 審議事項

あきる野市国民健康保険税の改正について(諮問)

4 報告事項

(1) 令和3年度あきる野市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免決定状況及び傷病手当金の給付状況について

(3) その他

5 その他

6 閉会

会議録署名委員(2名)

秋間 利郎 委員 瀬戸岡 俊一郎 委員

出席委員(12名)

| | | | | | | | |
|-----|-----|-----|---|---------|-----|-----|---|
| 会 長 | ひはら | 省 吾 | 君 | 会長職務代理者 | 原 田 | ひろこ | 君 |
| 委 員 | 松 本 | 博 恭 | 君 | 委 員 | 塚 田 | 政 夫 | 君 |
| 委 員 | 秋 間 | 利 郎 | 君 | 委 員 | 葉 山 | 隆 | 君 |
| 委 員 | 瀬戸岡 | 俊一郎 | 君 | 委 員 | 寺 本 | 雅 之 | 君 |
| 委 員 | 渡 辺 | 哲 也 | 君 | 委 員 | 田 中 | 恵 子 | 君 |
| 委 員 | 中 村 | 隆 夫 | 君 | 委 員 | 望 月 | 幹 也 | 君 |

事務局

| | | | |
|------|-------|--------|-------|
| 市民部長 | 薄 丈廣 | 保険年金課長 | 坂本 茂美 |
| 健康課長 | 山田 参生 | 徴税課長 | 榎本 和生 |

国民健康保険係長 市村 正一郎
健康づくり係長 関根 桂子

国民健康保険係主査 黒沢 拓也

○事務局 皆さん、こんばんは。

19時30分の定刻になりましたので、始めさせていただきたいと思います。

本日は、お忙しい中、国民健康保険運営協議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

司会を務めさせていただきます、国民健康保険係の市村と申します。よろしくお願いいたします。

ここからは着座で進めさせていただきます。

さて、令和3年7月1日付で、議員選出の方を除く11名の皆様に、令和3年8月1日付で、議員選出の2名の方に、委員を委嘱させていただきまして、今回が新しい体制でお集まりいただく初めての会議となります。9名の方が再任、4名の方が新たに加わりまして、計13名の方が就任されております。

任期は、令和6年6月30日までの3年間となりますので、御承知おきください。

なお、書面開催とさせていただいた令和3年度第1回国民健康保険運営協議会の書面表決の結果、委員全員の承認をもって、会長にひはら省吾委員、会長職務代理者に原田ひろこ委員が選出されましたので、御報告させていただきます。

また、ひはら会長、原田会長職務代理者のお名前につきまして、書面表決書や開催通知などで、住民登録上の表記をさせていただいておりましたが、議員活動における表記が適当と思われるので、今後につきましては、そのように表記させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆様を紹介させていただきます。

まず最初に、ひはら会長。

原田会長職務代理者。

被保険者を代表する委員としまして、

松本委員。

塚田委員。

木船委員につきましては、現在のところまだお見えになっていません。

秋間委員。

保険医又は保険薬剤師を代表する委員としまして、

葉山委員。

瀬戸岡委員。

寺本委員。

渡辺委員。

公益を代表する委員としまして、

田中委員。

中村委員。

被用者保険等保険者を代表する委員としまして、

望月委員。

続きまして、事務局を紹介させていただきます。

まず最初に、薄市民部長。

坂本保険年金課長。

山田健康課長。

榎本徴税課長。

続きまして、国民健康保険係の黒沢主査。

健康課健康づくり係の関根係長。

以上でございます。

皆様、よろしく申し上げます。

それでは、会長及び会長職務代理者から御挨拶をいただきたいと思います。

初めに、会長、よろしく願いいたします。

○会長 改めまして、こんばんは。

今年の改選によって選出をいただきました市議会議員のひはら省吾と申します。よろしく願いいたします。

国民健康保険、また福祉分野についてはまだまだ私も勉強不足でございます。皆様と一緒に勉強させていただき、あきる野市にとって何がよいのかということをご一緒にご協議させていただければと思います。

また、今回は会長という大役を仰せつかりました。皆様の御協力を、ぜひよろしく願いします。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、会長職務代理者、よろしく願いいたします。

○会長職務代理者 こんばんは。

原田ひろこでございます。

不慣れではありますが、しっかり働かせていただきたいと思います。

国保の問題は、本当に直接市民の方々の健康と命に関わることでありますので、よりよい方向に進めばよいと考えております。会長を支え、職務代理者として、尽力してまいりますので、よろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、市民部長の薄より御挨拶を申し上げます。

○市民部長 皆様、こんばんは。市民部長の薄でございます。

本日は大変お忙しい中、また、お疲れのところ、運営協議会に御出席いただきまして、大変ありがとうございます。

日頃より国民健康保険事業の運営につきまして、また、市政運営に御理解と御協力をいただき、大変ありがとうございます。

さて、本運営協議会でございますけれども、コロナウイルスの影響によりまして、昨年度、令和2年度は書面開催を3回、そして今年度は9月に書面開催をさせていただき、その中でいろいろと御意見をいただいていたところでございます。

本日はコロナの状況が落ち着いている中で、やっと委員の皆様にご出席いただきまして、対面での会議が開催できるということで、いろいろな意味で本当にうれしく感じております。

また、本日は諮問事項がございます。内容は、保険税率の引上げに伴う改正についてでございます。詳しくは後ほど御説明をさせていただきますけれども、令和4年度に納める東京都への納付金につきましては大変大幅な増額が示されておりまして、この財源を確保するために税率の引上げを実施せざるを得ない状況でございます。

増税を伴う税率改正は平成26年度以来8年ぶりということになりますけれども、委員の皆様からは、それぞれの立場から忌憚のない御意見をいただければと思います。

年末の何かとせわしい時期ではございますけれども、本日はどうぞよろしく申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

机上に、本日の資料としまして、本日の次第、委員名簿、資料1-1から1-9、資料2、資料3、併せまして「あきる野市国民健康保険税の改正について（諮問）（写し）」を配付させていただきます。また、「令和3年度第1回国民健康保険運営協議会 資料提供によるご意見等」ということで置かせていただきました。こちらにつきましては、回答が遅くなり誠に申し訳ありませんでした。ほかに「東京の国保」という冊子につきまして、2回分配付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

資料の不足等がございましたら、お申し出ください。

ないようですので、進めさせていただきます。

それでは、あきる野市国民健康保険運営協議会規則第6条に基づき、会長に議事進行をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○会長 それでは、ただいまから「令和3年度第2回あきる野市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。

ただいまの出席委員は、12名であります。定足数に達しておりますので、会議を進めさせていただきます。

それでは、まず初めに、議事録署名委員の指名をいたします。

本日の議事録署名委員は、あきる野市国民健康保険運営協議会規則第12条の規定により、秋間委員、瀬戸岡委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りますが、発言をする場合は、挙手をもってお願いいたします。挙手した方を順番に指名させていただきますので、指名後に御発言をお願いいたします。

それでは、次第3、審議事項「あきる野市国民健康保険税の改正について（諮問）」でございます。

本日は、市のほうから諮問があるということでございます。

事務局、お願いいたします。

○事務局 本日は、次第にもありますとおり、あきる野市国民健康保険税の改正につきまして、あきる野市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、諮問をさせていただきます。

本来であれば、市長が出席しまして諮問をさせていただくところではありますが、公務の都合により、本日は、市民部長のほうから諮問書を朗読の上、会長にお渡ししたいと思います。

なお、諮問書の写しにつきましては、皆様の机上にあらかじめ配付させていただきましたので、御了承のほど、お願いいたします。

それでは、市民部長、お願いします。

○市民部長 それでは、お配りしております「あきる野市国民健康保険税の改正について（諮問）」を御覧いただきたいと思っております。

こちらの2枚目を御覧いただきたいと思っております。朗読をさせていただきます。

諮問書

諮問理由

国民健康保険は、平成30年度以降、都道府県が財政運営の責任主体となり、区市町村は保険料（税）を主な財源として、国民健康保険事業費納付金を都道府県に納め、都道府

県は医療給付にかかる費用の全額を支出する仕組みとなっております。

このたび、東京都から令和4年度国民健康保険事業費納付金の算定結果（仮係数）が示され、このうちの医療分については、東京都全体で前年度比9.4%の大幅な増額となりました。これを受け、東京都内の区市町村では、保険料（税）率の改定についての検討を進めるとともに、東京都に対しては、納付金算定の基礎数値となる診療費の伸び率の見直しや、財政安定化基金の活用、東京都独自の財政支援による区市町村の負担軽減について要望しております。

国民健康保険制度は、医療技術の進展や被保険者の高齢化に伴い、医療費が増大となる一方、新型コロナウイルス感染症の影響による経済の低迷等に伴い、保険税収入が伸び悩むなど、財源確保が厳しくなっております。

また、東京都が定める運営方針では、「将来的な区市町村の保険料水準の平準化」とともに、「決算補填のための一般会計からの繰入（赤字）を計画的に削減・解消」することを示しております。

このようなことから、国保財政の健全化と持続可能な安定的運営のため、国民健康保険税の改正について諮問いたします。

以上です。

（諮問書手交）

○会長 ただいま、市のほうから諮問をいただきました。

それでは、諮問について、事務局から説明をお願いします。

○保険年金課長 保険年金課長の坂本でございます。

本日は、お忙しいところを御出席いただきまして、ありがとうございます。

対面での協議会は、昨年、令和2年2月以来となります。これまでの書面開催、それに伴う意見照会などに御理解と御協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

緊急事態宣言が解除されましたが、まだ不安定な要素は残っておりますので、大変恐縮ではございますが、本日の会議につきましても、できるだけ短い時間で考えさせていただいておりますので、どうぞ御協力をお願いいたします。

それでは、ここからは着座にて失礼させていただきます。

今回諮問させていただきますのは、令和4年度の国民健康保険税の改正につきまして、委員の皆様から御意見をいただくというものでございます。

本来であれば、資料を事前送付させていただき、じっくり御意見を伺うところではございましたが、作成が間に合わず大変申し訳ありませんでした。

本日は初見の資料でもございますので、内容についてお気づきの点など御意見をいただき、年度末あるいは年明けに提示される確定係数による確定額を基に再計算した内容で、また年明けに本会を開催させていただき予定でございますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、資料1-1を使いまして、御説明をしたいと思います。「あきる野市国民健康保険税の改正について」でございます。

平成30年度の制度改正に伴いまして、東京都が国保の財政運営の責任主体となり、区市町村が東京都に納付金を納めるという制度の下、運営が始まって本年で4年目となります。このたび、令和4年度の納付金額が仮係数の計算ではありますが、示されたところでございます。

「2 納付金の推移」になりますけれども、各区市町村の国保事業費納付金は、まず東京

都が必要な納付金総額を算出し、東京都の所得水準により、応能分・応益分に案分した後、各区市町村の所得割シェア、被保険者数シェア、医療費水準を反映させることにより算定するというようになっております。

令和4年度の東京都全体での必要額が、表にございます4428億5600万円となり、前年比252億円の増額となっております。これに伴い、あきる野市に割り当てられた納付金額が、26億6400万円と本市においても前年比2億円の増額となっております。

3の増額となった主な原因ですけれども、まずは(1)東京都全体における診療費の伸びでございます。今回の仮係数での納付金の増額については、医療分の納付金の増額が主な要因となっております。資料1-2も併せて御覧ください。今回の提示では、東京都の区市町村のほとんどの自治体で105%を超えての増額となっており、医療分納付金の増額がそのまま差額となっております。

東京都の説明によりますと、医療費の推計に当たっては、令和3年3月～5月までの実績を基とした推計を行っており、やはりいまだ続いております新型コロナウイルス感染症の影響を考慮した補正を行い、その補正のうちには、コロナ禍以前の平成30年～令和元年度までの伸び率も考慮しているということで、様々な要因はあれども、十分に状況を反映した結果ということでした。

次のページ、資料1-1の2枚目のグラフを御覧ください。東京都が今回の仮係数算定に用いた1人当たりの診療費の推移・推計でございます。令和4年度を除き、水色の線が実績でございます。今回の推計で東京都が考察した伸び率が赤の点線で示したものでございます。令和4年度の医療費がコロナ前の伸びに戻るという推計でございます。

本市におきましても、資料はございませんが、確かに令和元年度～令和2年度にかけての医療費につきましては、年間で5%ほどの減少となりました。令和3年度に入り緩やかに増額しているところではございます。しかし、今年1年で赤い点線が示すコロナ禍以前の推計上の医療費に戻るかという点については、大いに疑問が残るところではございます。

増額要因(2)所得割シェアの上昇等についてでございます。

納付金を算定する上で、この所得割・被保険者数シェアという数字も大きく影響するものでございます。シェアとは、東京都全体に占める本市の割合が数値として表れたものでございまして、現在の財政の仕組みの上では、東京都全体に必要な金額を構成区市町村で案分して賄っていくため、各区市町村の案分率を決定する基礎数値となります。令和4年度は所得割、被保険者数ともに増加しておりますが、医療費指数については少ないながらも微減となっております。

続きまして、「4 令和4年度国民健康保険特別会計の財源不足額の見込みについて」でございます。

資料1-3を御覧ください。令和4年度の国保特別会計予算の概要となります。令和4年度当初は、被保険者数を1万8525人と見込んでおります。被保険者数につきましては、令和元年度までは毎年4%前後減少しておりましたが、令和に入り、減少率が2%弱と少なくなっております。令和4年、令和6年には社会保険の適用が拡大される予定となっておりますので、減少率が再び大きくなるのではと危惧しております。

保険税収入につきましては、資料1-4、資料1-5にあります未就学児に係る均等割額の軽減措置及び限度額の増額の影響を反映しまして、14億5900万円と見込んでおります。

資料1-4を御覧ください。未就学児の軽減措置でございますが、本市におきましては、

令和元年度より、子育て世代への支援として、多子世帯の第2子以降の均等割額を2分の1とする減免制度を実施しております。このたびの軽減措置の導入により、被保険者のうち全ての未就学児について均等割額を5割軽減することとなります。市としましては、既存の減免については、その期間を、国が同様の制度を創設するまでとしてきたところではございますが、今回の軽減措置については、対象が一致してはいないため、実施を継続することとしております。

資料1-3にお戻りください。歳入の2、東京都からの交付金等を58億4000万円、一般会計からの繰入金7億円等、歳入合計を80億1600万円と予測しております。これに対し、このたび示された26億6400万円の納付金を含む歳出予算が84億9300万円と見込んでいるため、資料下段になります。差引き4億7700万円の財源不足が見込まれるところでございます。

資料1-1の3ページ目にお戻りください。「5 財源不足の解消案」についてでございます。

まず、「(1) 一般会計及び国保基金繰入れ」についてでございます。これまで、国保特別会計は、一般会計と国民健康保険基金からの繰入れにより、資料1-9を御参照いただきまして、平成26年の平均改定率9.94%から、税率については改定しておりません。国保基金については、平成30年度末には6億円ございましたけれども、平成30年度の国保制度の改正により、前年度繰越金が減少し、また、毎年の財源補填のための繰入れにより残額が減少しており、令和3年度当初残高は1億円ほどでございました。本年度中に前年度の繰越金の繰入れにより、現在の残高は表にありますように2億1600万円ほどとなっております。

令和4年度に向けては、一般会計からの繰入れ増額の可能性についても検討課題となっております。これについては、国から財源補填のための一般会計からの繰入れは、計画的に削減・解消するようにとの方針が打たれておりますので、この点についても考慮しながらの検討となると考えております。

次に「(2) 国民健康保険税の改正」についてでございます。(1)で御説明させていただきましたように、繰入れの増額を考慮したとしても不足見込額には満たないことから、保険税率の改定の必要性があるということでございます。保険税率の改定につきましては、コロナ禍となる前の令和元年の最後の本協議会でも、その可能性について、皆様に御協議いただく時期が来ておりますとお話しをさせていただきましたが、その後、社会情勢が一変して、これ以上の被保険者への負担の増加をできるだけ避けるとのことから、基金の繰入れ等で賄ってきた経過がございます。

しかしながら、今回の提示された納付金額においては、税率の改定の提案をさせていただかなくてはならない逼迫した状況となっております。改正案の算定に当たりましては、東京都の国保運営方針でもうたわれてございます、将来的な区市町村における保険料水準の統一を見据えながらも、被保険者の負担に配慮することを前提に作成いたしました。

(2)の下段の表を御覧ください。財源不足4億7700万円に対し、国保基金の繰入れは最大限実施して1億5000万円、案①～案③まで、それぞれ一般会計からの繰入れ3億5000万円からの増額を0円、1億円、2億円とし、不足額を算出、不足額を国保税で補填するために必要な平均改定率と1人当たりの調定額を算出いたしました。

資料1-6を御覧ください。本市は、令和2年度の調定額については、26市中25番目と大変低い状況でございます。今回の改定案後の推計を現状に当てはめたときの位置づけと

して御参照いただければと思います。

案①は、不足額を保険税のみで賄う場合であり、平均改定率が23.18%となります。1人当たりの調定額は9万7131円でございます。繰入れを1億円増額した場合は、平均改定率は16.06%、1人当たりの調定額は9万1516円となります。繰入れを2億円増額した場合は、平均改定率は8.96%となり、調定額は8万5918円となります。

令和4年度については、先ほども御説明いたしました、全市105%以上の納付金の増額提示を受けておりますので、まだ予定の段階ではありますが、町村を含めた30市町村中半数の自治体で税の増額改定を予定しているとの報告をいただいております。ですので、資料1-6でお示した1人当たりの調定額の順位も変動が見込まれると考えてはおります。

続いて、資料1-7を御覧ください。東京都から示されています標準保険料率の推移となります。

標準保険料率とは、繰入れ等を行わず、公費と被保険者からの保険料等の収入のみで、令和4年度で申し上げますと26億6400万円を支払うために必要な税率設定でありまして、東京都の運営方針で示されている保険料率の平準化のために目標とすべき数値となっております。

今回御提示いたしました案①~案③の保険料率の設定につきましては、基礎分、高齢者支援金分、介護分の個々の区分において、この標準保険料率との乖離を均等に減少させて、その総額が財源不足の金額になるように算出しております。

資料1-8、モデル世帯比較となります。

まずは案①から御説明いたします。不足額に応じた税率・案①の税率の欄を御覧ください。全体としての平均改定率は23.18%となりますが、それぞれの区分より税率を算定しております。まず、基礎課税額になります。所得割額の現行5.03%が5.98%、0.95%の増です。均等割額の現行2万6200円が3万3400円、7,200円の増となります。後期高齢者支援金等課税額、所得割額の現行1.62%を2.11%、0.49%の増となります。均等割額の現行9,000を1万1800円で、2,800円の増、介護納付金課税額、所得割額の現行1.53%を2.15%、0.62%の増、均等割額1万2000円を1万5800円に、3800円の増となります。

次ページのカラフルなモデル世帯比較を御覧ください。

パターン①25歳1人世帯のところで御説明させていただきたいと思います。一番上の欄が7割軽減の世帯でございます。所得が0円で、均等割が7割軽減の世帯となります。ここで見ますと、改定前が1万500円、改定後は1万3500円、均等割での増が見込まれ、年間で3,000円の増額となっております。増減率は28.57%の引上げとなります。

2番目が5割軽減の世帯です。ここは課税所得が28万5000円あり、所得割が1万8900円、均等割が1万7600円課税されております。この方たちの場合は、改定後医療分、高齢者支援金分を引き上げることで、所得割が2万3000円、均等割が2万2600円、増額としては9,100円、増減率としては24.93%の引上げになるということでございます。

その下、2割軽減の場合は、2割軽減に該当する方の世帯は、年間の所得割が3万4600円、均等割が2万8100円、これが引上げでそれぞれ4万2100円、3万6100円になるということ、年間1万5500円の引上げになる。改定率としては24.72%でございます。

その下を御覧いただきまして、今度は軽減のない世帯になります。例えば課税所得が12

4万円の方の場合は、所得割が8万2300円、均等割が3万5200円、これが改定されることで10万200円、4万5200円になりますので、2万7900円の年間の引上げになる。率としては23.74%となります。同様に、課税所得159万円、233万円というところで段階的に見ていきますと、右側の増減額の欄になってくるということでございます。

同じようにパターン②70歳夫婦のみの2人世帯、パターン③30代夫婦プラス子1人の3人世帯については、不足に応じた税率の欄にあります税率の改定案に沿って計算し、比較表の増減額、増減率を計上しております。パターン④の40代夫婦プラス子2人の4人世帯については、税率表の区分、介護納付金課税額が追加されておりますので、現行の課税額及び改定後との増減額がほかのパターン世帯と比べて高額になっております。

続いて案②になります。平均改定率は16.06%となります。案①と同じように、それぞれの区分において税率を改定し、増額分を提示しております。カラフルなモデル世帯比較というところで、税率・案②というのを見ていただくと、パターン①25歳1人世帯においては、7割軽減世帯で年額2,200円、20.95%の増額、5割軽減世帯で6,300円、17.26%の増額、2割軽減世帯で1万700円、17.07%の増額、軽減なしの一例として124万円の課税所得のある世帯については、1万9300円、16.43%の増額となります。

最後に案③になります。平均改定率8.96%においては、パターン①25歳1人世帯においては、7割軽減世帯で年額1,000円、9.52%の増額、5割軽減世帯で3,300円、9.04%の増額、2割軽減世帯で5,700円、9.09%の増額、軽減なしの一例として124万円の課税所得のある世帯は、1万600円、9.02%の増となります。

説明については以上になります。

○会長 ありがとうございます。

説明が終わりました。質疑、御意見のある方はお願いいたします。

委員。

○委員 予測の説明で、都が予定するほどには上がらないはずだというふうなお話があったと思うのですが、上げ率に関しては、都の示した上げ率をそのまま用いて算定していますね。ここまで予算としては上がらないはずではないかと言ったのですから、そこまで上がらない案の提示もあるのではないかと思っていたのですが。

○会長 保険年金課長。

○保険年金課長 現在、都市協議会という全市・全区で構成されている協議会から、東京都に今回の算定の見直しについてということ、要望という形で出させていただいております。けれども、東京都からはっきりと納付金の額を下げますよというお話をいただいておりますので、今はまだ仮係数の段階でのこの数字での計算をさせていただいたところでございます。

○委員 そうすると、これは希望的な話だけということでおしまいということですか。

○保険年金課長 要望しているということです。

○委員 要望しているということで、可能性は少ないと言いたいということですか。

○保険年金課長 どれくらいの可能性があるかということについては、見当がつかない状況ではあります。

○会長 ほかに。

委員。

○委員 今、案①、②、③というふうに出ていますけれども、都のほうから一般会計の繰入れを減らすようにという話になっておりますが、②とか③は逆行している感じの案だと思うのですけれども、その場合、残額がここに書いてある赤字見込額がもっと偶発していくのではないかと思うのですけれども、こういう計画はありなのでしょう。

○会長 保険年金課長。

○保険年金課長 やはり被保険者の方への負担増をできるだけ抑えるという観点からですと、こういった繰入れの部分を増やしていくことも視野に入れて考えなければいけないと考えております。確かに国の赤字削減計画についても、もちろん国の施策ではありますので検討していかなければいけないところではあります。現状として、バランスが崩れている状況でありますので、この状態での提示をさせていただいております。

○会長 委員。

○委員 そうなると、かなりの増額になっていきますから、やはり繰入れも、多少なりとも増やすのはやむを得ないのかなということを考えなくてはいけないと思うし、他市も同じ条件だと思うのです。そういう場合、他市はどんなふう考えているのかなというところも見ながら、案②、案③というふうに行くのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○会長 保険年金課長。

○保険年金課長 先ほどもお話しさせていただきましたが、全市において105%を超える額で、東京都から仮係数での納付金の提示がされておりますので、他市町村も同じように、運営協議会の中で協議しているところだとは思いますが。増額の改定をせざるを得ないかなというところは、例えば数字的に今回提案させていただいた案①の23%の増額というようなところは恐らくないとは思いますが、そのようなところも含めて、検討しているところだと思います。

○会長 委員、お願いします。

○委員 毎回言ってきたことなのですが、一般会計の繰入れというのは国や厚労省なんかは大分圧力をかけていますけれども、法律的に言うとは何ら問題がないというのが国会の中の答弁にもあるのです。もしやめさせたいのであれば、国や都がもっと財源補填をしない限り、結局我々の保険料が上がらざるを得ない。この仕組みはやはり改めないともまずいのではないかと考えています。

この間の11月に都の運営協議会でやった中でも、国から都に来る激変緩和措置、これも金額は相当減っています。15億円しかない。それから、都の繰入れでも3.8億円ぐらいという形になって、こんなことでそれぞれの自治体がやるとなれば、それは上げざるを得なくなってしまうのです。そういう面で、そこを変えさえていかないといけないのではないかと僕は思っていますので、いろいろ要望は出しているみたいですがけれども、あきる野市だけではなくて、全市的にそこを底上げするような運動をしてほしいなと思っています。

○会長 ほかに。

委員、お願いします。

○委員 案①、案②、案③とありますけれども、財源不足というのはいろいろな意味で分かるのですけれども、私なんかは被保険者として、生活があるのでせいぜい1割とっててもかなりのダメージがあると思います。だから、案①、案②と言っているのですけれども、もう私なんか論外、こんなことを言ったら怒られてしまいますけれども、一般の人から見れば、よくて案③です。上げざるを得ないというのは重々分かりますけれども、その辺は努力というのは勝手なことを言っていますけれども、どうなのでしょう。

○会長 市民部長、お願いします。

○市民部長 この案①、②、③を見ていただいたとおり、逆算して考えますと、税率を上げる上げ幅がどこまで許容されるのかなと考えたときに、資料にもちょっとあるのですがけれども、本市でも、今まで改定してきて10%を超えるような改定率は当然やったことがありません。また、他市のこれまでの状況を見ましても、10%を超えるような改定をやっているというのはめったにありません。それだけ被保険者の方の生活に与える影響が大きくなるということです。1年間でそれだけの引上げというのはなかなかできないだろうと考えたときに、あきる野市の場合は基金、貯金を持っているのですが、今、これの残高が2億円しかないという中で、来年度以降、もう少し先を考えたときに、取り崩しできても最大で1億5000万円だろうというところ。そうしますと、自動的に一般会計からいわゆる赤字繰入れをする額を2億円増やさないと、不足する財源が賄えないという数字を今、東京都から示されているのです。

そんな中で、一応念のため案①と②という16%、23%引き上げるとこうなりますよという数字も示させてもらっているのですが、今、御意見いただいたとおり、現在のところは、現実的なところは③の案、せめてこのぐらいの引上げは何とかお願いできないかなという状況かなと思います。

○会長 ありがとうございます。

委員。

○委員 以前、お話しさせていただいたときに、確かに都道府県化になっていく中で、基金の積立てが自分たちで自由にならなくなったという問題があるのです。これは非常に重大な問題で、今までは基金があって、それをなるべく国保料を上げないために使ってきた。ここができなくなってきたとなれば、一般会計の繰入れは駄目だよと言っているけれども、これをしない限りは抑えられないのではないかと思います。そこは現状では入れてほしいと思いますし、御存じのように年金生活者は、年金額はちっとも上がっていきません。ほとんど下がっているという状況です。マクロ経済スライド調整率が入ったがために、物価にも見合わないといった状況が見受けられて、今、国民健康保険ではないところの被保険者にしても、いずれは必ず年金生活に陥ったときに、退職して国保に入ったらえらい金額だなということになりかねないのです。そうすると、いい社会保障とは誰も思わなくなってしまうのです。だから、やはり抑えながらやっていけるようなシステムをどうしても取ってほしいなと感じていますので、御検討をお願いしたいと思っています。

もう一つありますが、いいですか。来年4月から未就学児に対しての半額助成、国が全額出せばいいのに、残念ながら出さないわけです。そういう中では市の負担も当然増えてはくるのですが、こういう値上げをするようなときには改善案も出さないと、なかなか皆さんの納得がいかないのではないかと思います。ここは結構頑張ってください、18歳未満第2子から半額助成されていますが、多少手を加えて、大分前の論議でも第3子はおうちょっとならないのかという話もあったと思うし、その辺を少し改善する中で案を考えていく、そして提示するということが大事なような気がするのです。そうしないと、入っている人たちにとっては負担だけ増えてしまうという感じになってしまうので、その辺もぜひ検討に含めてほしいなと思います。

○会長 市民部長。

○市民部長 ありがとうございます。

先ほど、資料も見ていただいたのですが、あきる野市の1人当たりの保険税額は、

26市の中では非常に低いほうではあるのです。今まで8年間値上げもしなかったということで、なるべく上がらないようにということで何とか運営をしてきた経過があります。そんな中での引上げということなので、その部分は何とかお願いできないかなということが一つございます。

もう一つ、2億円繰入金を増やすのですけれども、今日、被用者保険の代表で望月さんに出てもらっているのですけれども、国保以外の方からすれば、自分たちの社会保険の保険料は払っていて、その上で国保も助けるような形になってしまうわけです。自分たちの税金で国保も賄う。そういった被用者保険の方側からすれば、この赤字繰入れは減らすべきではないか、そういう議論が国でもされて、区市町村に圧がかかっているわけなのですけれども、その辺も考えていかなければいけないのです。

今回、示されている数字でいくと2億円増やさないととても賄えないのですけれども、今度、年末に示される確定値でうまく負担が減れば、できれば一般会計からの繰入れの2億円の部分をもう少し減らしたいというのがあります。これはその数字が示されたときにまた資料を出させていただいて、御意見をいただければと思うのですけれども、そういった背景もあるということです。

○会長 委員、よろしいですか。

どうぞ。

○委員 どうしても被保険者というか、働いている方と対立みたいな感じになると思うのだけれども、僕は対立ではないと思っているのです。もともと国保というのは国が全ての医療費総額に対して支援をしていたのが、例えば窓口であれば3割負担は除いた上での負担に変わってきてしまっているのです。だから、国のほうの負担がどんどん減って、結局上げざるを得なくなる。こういうことがあって、しかも一般会計の繰入れもまかりならぬといたら、我々の保険料を上げればいい、あるいは医療給付費を下げればいいと。今、医療給付費を下げられる状況ではないのではないかと思います。そうすると、結局保険料にはね返る。この仕組みは変えていかないと、改善の活路はないのではないかと思います。そういう面で、今、国や都が出している独自繰入れは極めて低い数字だなと感じていますので、そこは強く要望を出して行ってほしいなと思います。

○会長 御意見としてでよろしいでしょうか。

○委員 はい。

○会長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

それでは、次第3、審議事項「あきる野市国民健康保険税の改正について（諮問）」については以上といたします。いずれにしても確定数値が出てから再度論議したいと思います。

○市民部長 今日は資料をざっと説明させていただいた中なので、また次回、御意見をいただける場を設けたいと思いますので、年明け早々になるかなと思うのですけれども。

○委員 資料に「このあたりが現実的では？」という矢印があるではないですか。今、赤で示しているわけなのですが、確定値がこのあたりになった場合、2億円の増額から1億5000万円になるとかということも、次回には分かるということですか。

○市民部長 そうです。

○委員 分かりました。ありがとうございました。

○会長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

ほかには意見がないようですので、また時間の都合もありますので、この辺で終わらせていただきたいと思います。

諮問を本日いただいたところですので、一度お持ち帰りいただきまして、先ほど来、話もありましたけれども、確定値が出てからまた皆さんにいろいろと御意見をいただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。次回の運営協議会で、改めてまた皆さんのほうから御意見を伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○会長 ありがとうございます。

次回の日程につきましては、後ほど事務局から報告をいただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、次第4、報告事項(1)「令和3年度あきる野市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について」、事務局より報告をお願いいたします。

○保険年金課長 資料2を御覧ください。

今回の特別会計補正予算につきましては、第3号となります。

歳入歳出それぞれ、284万4000円の補正となります。

歳入につきましては、財源補填のために保険基金からの繰入れとなっております。

歳出につきましては、諸支出金、こちらのほうは社会保険等に遡及して切り替わる方に対する保険税還付金の予算に不足が見込まれるため、284万4000円を繰り入れ、対応することとしたものでございます。

説明は以上になります。

○会長 ありがとうございます。

報告が終わりました。質疑、御意見のある方はお願いいたします。

質疑、御意見はございませんでしょうか。

ないようですので、次に移りたいと思います。

続きまして、報告事項(2)「新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免決定状況及び傷病手当金の給付状況について」、事務局より報告をお願いいたします。

○保険年金課長 資料3を御覧ください。「新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免決定状況及び傷病手当金の給付状況について」でございます。

まず、保険税の減免についてでございます。こちらのほうは令和2年度基準、令和3年度基準とございまして、令和3年12月10日現在、令和2年度基準は認定件数が144件、決定減免額が2344万400円となります。令和3年度の基準に関しましては、合計の認定世帯数が47世帯、決定減免額が660万2900円となっております。

傷病手当金の給付でございます。こちらの適用期間でございますが、令和2年1月1日から本年12月31日までとなっておりますが、先日、国のほうから通知がございまして、適用期間が来年3月31日まで延長されたところでございます。今のところ令和3年12月10日現在での件数、決定数につきましては、2年度が1件、3年度が9件、それぞれが1万6440円と41万35円となっております。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

報告が終わりました。質疑、御意見がある方はお願いします。

委員、どうぞ。

○委員 これは減免の対象になる世帯というのがあると思うので、年金の生活者はならない

と思うのですけれども、全体の世帯数というのはどのぐらいの件数があって、そのうちの144件とかだと思うのですけれども、どの程度の率で申請されているのか、分かったら教えてください。

○保険年金課長 令和3年9月末現在の数字ですけれども、現時点で国保全体の世帯数が1万1873世帯でございまして、どれくらいの方が減免の該当になるかというところは把握できかねますが、令和2年度基準の認定者につきましては、全体の1%ほどでございます。

○委員 事業主とかそういうのがどの程度の世帯数だとかというのはあると思うのです。今、答えられなければ、後でもいいです。

○保険年金課長 減免の対象者について職業別の把握はできかねますが、収入が30%以上減った方という形での申請となっていることから、年金以外の給与や収入がある方と見ると、傷病手当金の対象者が国民健康保険に加入の被用者と決められているところでございまして、これは、減免の直接の対象者ではないのですが、その際に予測した人数が、平成31年の暫定数ですけれども、6,000人弱というところでございました。

○会長 委員。

○委員 これはその方たちにある程度周知はされていますね。

○保険年金課長 はい、ホームページでもお知らせしていますし、傷病手当については、事業主さんにも周知されております。

○会長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

ないようですので、次に移りたいと思います。

続きまして、報告事項(3)「その他」ですが、事務局から何かございますか。

○事務局 特にありません。

○会長 ありがとうございます。

ないようですので、次に移りたいと思います。

最後に次第5、その他であります。事務局から何かありますか。

事務局、どうぞ。

○事務局 次回の令和3年度第3回運営協議会につきましては、今のところ、年明けの令和4年1月11日火曜日、午後7時30分からを予定したいと思います。開催が近づきましたら御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○会長 ありがとうございます。

その他、委員の皆様から何かございますでしょうか。

ないようですので、これをもちまして、本日の議事を全て終了いたします。

長時間、大変ありがとうございました。

事務局にお返しします。

○事務局 長時間、本当にありがとうございました。